

## [1]生徒会規約

### 生徒会規約

#### 第1章 総則

第1条 この会は神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会と称する。

第2条 この会は生徒の自主活動により各自の人格を育成し民主的意識を昂め強く正しく明るい校風を発揚しもって文化国家の建設に寄与することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的達成のために次のことを行う。

1. 校風の維持刷新に関するこ。
2. 生徒の文化教養に関するこ。
3. 生徒の厚生福利に関するこ。
4. 部活動の進展に関するこ。
5. その他この会の目的達成に必要なこ。

#### 第2章 組織

第4条 この会は神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒をもって組織する。

第5条 この会に次の部を置く。

音楽部 演劇部 生物部 科学部 茶道部 書道部 美術部 吹奏楽部 弦楽部 棋道部  
漫画研究部 文芸部 野球部 サッカーチーム ハンドボール部 バレーボール部 バドミントン部  
卓球部 バスケットボール部 テニス部 ソフトテニス部 水泳部 体操競技部 剣道部  
山岳部 陸上競技部 ダンス部 ポピュラーソング部 クイズ研究部 数学研究部 IT研究部  
写真部 天文部 競技かるた部

第6条 第5条の細則は別に定める。

#### 第3章 機関

第7条 この会に次の機関を置く。

執行局 監査局 生徒局 総会

第8条 総会は生徒全員で構成し代表委員会が認めた時もしくは生徒全員の3分の1以上の要求があつた時、もしくは執行局が全会一致で可決した時これを開く。

第9条 総てこの会の会議は構成員の3分の2以上（1月から3月までは構成員中の1・2年生の構成員の3分の2以上）で成立し、議事は出席者の過半数で決める。可否同数の場合は議長判断とする。ただし決定事項は必ず校長の承認を得なければならない。

第10条 第7条の各機関の細則および生徒総会議事に関する細則は別に定める。

## 第4章 役員

第11条 この会に次の役員・顧問を置く。

役員 1. 会長 1名 2. 副会長 1～2名 3. 会計委員 2名  
4. 書記 1名 5. 会計監査委員 1名～2名

顧問 若干名

第12条 第11条に定める役員は第7条に定める執行局に属するものとする。

第13条 会長はこの会を統括代表し副会長は会長を補佐する。

第14条 会計委員はこの会の会計を処理し、少なくとも学期1回は会計報告をするとともに学校長、顧問、会員の要求があった時これを公開しなければならない。

第15条 会計監査委員は前条に定める会計報告の前にその報告内容を監査する。

第16条 この会の役員は全会員より選出する。

第17条 顧問は学校長の委嘱によりこの会の助言及び指導を行う。

第18条 第11条に定める役員は兼任してはならない。

第19条 顧問を除く役員の任期は6ヶ月とする。複数期続けて立候補することは可能。また諸事情により役員が任期に満たないまま退任した場合は速やかに後任者を選出する。その選出方法は選挙管理規定に従う。またその後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

## 第5章 会計

第20条 この会の経費は会費および寄付金をもってこれにあてる。会費は生徒1人につき月額550円とする。

## 第6章 秩序の保持

第21条 会員にしてこの会の名誉を発揚し特記すべき善行があった場合、その善行を表彰する。会員にしてこの会の秩序を乱し、または名誉を毀損した場合には前記の表彰を召還することができる。

第22条 役員または委員でその任を怠りまたは著しく不適当と認められた場合、その役職を召還することができる。

第23条 表彰、戒告、役員の召還については別に定めるところに従う。

## 第7章 補則

第24条 会務執行のために損害を蒙った者に対してはその損害の程度に応じてこれを補償する。

## 第8章 雜則

第25条 この規約は全生徒の3分の2以上の賛成を経て改正することができる。ただし第5条および第26条は全生徒の過半数で改正できる。

第26条 この規約は昭和26年1月18日より有効である。この規約は令和5年4月1日より一部改定する。

## 代表委員会細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校監査局細則（以下監査局細則）第3条に基づきこの細則を定める。

第2条 代表委員会（以下この会）は生徒会の監査および決議機関であり代表委員をもって構成し、監査局細則第2条に準じて次の事を行う。

1. この会の秩序保持に関すること。
2. 会員または生徒会本部により発案された議案の審議および総会への上程。
3. 総会の進行運営に関すること。
4. その他この会の目的達成に必要なこと。

第3条 代表委員は各学級1名ずつ選出する。その選出方法はその学級内の互選によるものとする。

第4条 代表委員の任期は1年間とする。

第5条 この会内の互選により委員長、副委員長を1名ずつ選出する。また委員長、副委員長はそれぞれこの会の議長、副議長を兼ねる。

第6条 この会の招集はこの会の委員長または副委員長が行うものとする。ただし年度の初め等この会の委員長及び副委員長が不在の場合、会長が招集し前条に準じてそれぞれ選出するものとする。

第7条 この会は必要に応じて他の委員および一般の生徒の出席を求めることができる。ただし表決に参加することはできない。発言は議長の許可を得てこれをする。

第8条 総会は次の事項にのみ決議機関となる。

1. 役員の選挙に関すること。
2. 規約の決定及び変更に関すること。
3. 予算決算の承認に関すること。
4. 代表委員会が必要と認めた議題に関すること。

第9条 この会は代表委員会の運営を円滑化させるため代表委員会議事に関する細則を別に定める。

第10条 この細則は平成20年4月24日より有効である。

## 代表委員会議事に関する細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校代表委員会細則（以下代表委員会細則）第9条に基づきこの細則を定める。

第2条 この細則は代表委員会の議事の運営を迅速かつ円滑にまた、代表委員会構成員の平等な権利を確保することを目的とする。

第3条 代表委員会におけるすべての構成員は平等な権利を有する。

第4条 前条の規定は議長の権限を妨げるものではない。

第5条 構成員は自己の権利を乱用して、動議を妨げるため無制限に発言することを慎まなければならない。

第6条 多数によって決定されたことに従う。

第7条 多数派はただ多数で押すだけでなく、少数派が反対したり修正したりする権利を尊重し、保護しなければならない。

第8条 同時に2つ以上の議題について審議することはできない。

第9条 動議が採決するまでの手続きは以下の順で行う。

1. 動議提出（提案理由の説明）
2. 支持
3. 討論（修正）
4. 採決

第10条 支持は提案者以外に1人でもあれば討論に移す。

第11条 討論とは意見交換のことを言う。

第12条 採決は問題を可（賛成）とする者のみの挙手を求める。議事は可（賛成）とする者の人数が出席者の人数の半数を超える場合は可決、満たない場合は否決とし、可否同数の場合は議長が判断する。

第13条 動議は以下の通りとし、上位が優先される。

1. 閉会動議

委員会の閉会を要求する動議。可決されたらただちに閉会される。

2. 差替動議

主要動議の審議を一時停止して他の動議を審議するための動議。差し替えられた動議の採決後、直ちに主要動議に戻る。

3. 討論打切動議（採決動議）

進展のない討論を途中で打ち切る動議。そのときに審議されているものであり、可決後、直ちに採決に移る。

4. 委員会附託動議

会議で取り上げたことがらを、ある委員会に附託することを要求する動議。

5. 主要動議の修正（修正動議）

審議されている主要動議を修正する動議。支持されたら、直ちにその討論に移る。修正動議が可決された場合、それをもって決議事項とし、否決された場合は、主要動議の討論に戻る。また、修正動議の修正は一切認めない。

6. 議事手続きに関する異議

議事手続きに関して何らかの異議を申し立てる。支持、討論、採決とも不要で議長判断に依る。

7. 議長不信任動議

議長を解任し選び直す動議。可決されたら議長を選び直す。ただしこの動議が可決されても、それまでの審議は有効とする。この動議は開会されてから閉会までの間にいつでも提出することができる。

8. 表外動議

この規則に示されていない動議。

9. 議長への要求、質問

議長への要求、質問を扱う。支持、討論、採決とも不要で答えるか却下する。

10. 採決の方法に関する動議

採決の方法を変更したりする動議。

11. 動議の撤回

提案者自身で動議を撤回する。支持、討論、採決とも不要で答えるか却下する。

## 12. 再審議動議

一度否決された動議を再審議する動議。支持、討論、採決とも不要で答えるか却下する。

## 13. 主要動議（原案）

他の動議の土台となる動議。一時にただ1つだけ提出される。

第14条 動議は特別に定めてあるもの以外はすべて支持、討論を経て採決に移る。

第15条 主要動議は以下の場合にのみ提出できる。

1. 生徒会執行部が必要と認めた場合。

2. 生徒会構成員の4分の1以上の支持があった場合。

第16条 動議提案者が複数の場合（前条の場合を除く）共同提案者の中から代表者を1名定める。また、その際代表者の支持は認められないが、共同提案者の支持は認める。

第17条 主要動議以外の動議の修正を修正案と呼び、修正動議とは区別する。また、運用法は修正動議に準ずる。

第18条 修正案の修正は一切認めない。

第19条 議長は議事進行の円滑をはかり、会議を有効に処理する。

第20条 議長は常に中立、独立の立場であり、表決権を有しない。

第21条 議長に支障があるときは、副議長がその職務を代行する。また、議長、副議長がともに支障があるときは、原則として、代表委員会は開会をすることができない。

第22条 議長は開始定刻後人数を確認し、定足数に達する見込みがないと判断した場合、委員会を流会とすることができる。

第23条 採決不要な動議は議長判断で決定する。

第24条 議長は動議を尊重しなければならない。但し正当な理由がある場合のみ動議を却下することができる。

第25条 傍聴人の発言は議長の許可を得た者のみこれを認める。但し、表決権は有しない。また、議事進行の妨げになる場合は、議長の判断において、退出を求めることができる。

第26条 この細則の改正は、代表委員会の審議を経て改正することができる。

第27条 議長は委員会を開会し、また閉会する。

第28条 この細則は平成20年4月24日より有効とする。

## 生徒総会議事に関する細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会規約（以下規約）第10条に基づきこの細則を定める。

第2条 この細則は生徒総会の議事運営を迅速かつ円滑にまた、生徒会員の平等な権利を確保することを目的とする。

第3条 生徒会員は平等な権利を有する。

第4条 前条の規定は議長の権限を妨げるものではない。

第5条 生徒会員は自己の権利を乱用して、動議を妨げるため無制限に発言することを慎まなければならない。

第6条 採決で可決されたことに従う。

第7条 多数派はただ多数で押すだけでなく、少数派の権利を尊重し、保護しなければならない。

第8条 同時に2つ以上の議案について審議することはできない。

第9条 生徒総会は規約第8条に基づき生徒会長が招集する。

第10条 生徒会長は生徒総会の招集が決定したら必ず招集しなければならない。

第11条 生徒総会の定足確認は代表委員が行う。

第12条 生徒総会は定足確認をしなければ開会できない。

第13条 開会後すぐに議長及び副議長を生徒会員内の互選によって選出する。

第14条 動議が採決されるまでの手続きは以下の順で行う。

1. 動議提出及び提案理由の説明
2. 支持の確認
3. 討論（質問、意見、修正）
4. 定足確認（主要動議又は修正動議のみ）
5. 採決

第15条 議長選出までの生徒総会の議長は生徒会長が務める。

第16条 採決は可（賛成）とする者のみ挙手を求める。その数を代表委員が集計する。代表委員会細則第8条2項に関する議案ならば集計した数が規約第25条を、それ以外の議案ならば規約第9条を満たせば可決、満たさなければ否決とする。

第17条 生徒会員は採決における議長の判断が不信な場合には再採決を求めることができる。

第18条 議長は採決のあとに再採決の要求および支持者の有無を確認し、両者ともあれば再採決をしなければならない。

第19条 支持が提案者以外に1人でもあれば討論に移る。

第20条 動議の種類及び優先順位は神奈川県立横浜翠嵐高等学校代表委員会議事に関する細則（以下代表委員会議事に関する細則）第13条に準ずるものとする。

第21条 動議は特別に定めてあるもの以外は全て支持、討論を経て採決に移る。

第22条 主要動議は以下の場合にのみ以下の者が提出する。

1. 代表委員会で認められた場合。代表委員会が提出する。
2. 生徒会員の4分の1以上の支持があった場合。支持した生徒会員全員で提出する。

第23条 生徒総会の審議は主要動議が提出されてから始める。

第24条 動議提出者が複数の場合は共同提出者の中から代表者1名を定める。またその際の代表者の支持は認められないが、共同提出者の支持は認める。

第25条 主要動議以外の動議の修正を修正案と呼び、運用法は修正動議に準ずる。

第26条 修正案の修正は一切認められない。

第27条 以下のものは第2条に基づき議長及び副議長に就任してはならない。

1. 生徒会本部及び役員
2. 主要動議提出者

第28条 議長は議事進行の円滑をはかり会議を有効に処理する。

第29条 議長は常に中立、独立の立場であり、代表委員会細則第8条2項に関する議題以外は表決権を有しない。

第30条 議長に支障があるときは副議長がその職務を代行する。また、議長及び副議長に支障がある場合には、共に選出し直さなければならない。

第31条 第27条に該当する者がいない場合は生徒会長が議長に就任する。

第32条 代表委員会は定刻開始後に定足確認をし、定足数に達する見込みのないと判断した場合、生徒総会の招集要求者の代表者との合意の上で生徒総会を流会とすることができる。

第33条 採決不要な動議の対処は議長判断で決定する。

第34条 議長は動議を尊重しなければならない。ただし正当な理由がある場合に限り動議を却下することができる。

第35条 議長は生徒総会の閉会を行う。

第36条 この細則は代表委員会の審議を経て改正することができる。

第37条 この細則は昭和62年1月21日より有効とする。平成20年4月24日より一部改定する。

### 執行局細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会規約（以下規約）第10条に基づきこの細則を定める。

第2条 執行局は生徒会本部、総務部によって構成される。

第3条 生徒会本部は規約第11条に定める役員から構成され、会計の管理や規約および各種細則の執行を始めとするこの会の一切の執行業務に携わる。

第4条 総務部は生徒会本部の書記を中心に構成され、書記以外の部員は書記の委嘱または会員の自発性に基づき選出するものとし、活動報告を始めとする広報業務を行う。

第5条 この細則は平成20年4月24日より有効である。

### 監査局細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会規約（以下規約）第10条に基づきこの細則を定める。

第2条 監査局は選挙管理委員会および代表委員会をもって構成されこの会の秩序の保持のためこの会の一切の活動を監査するものとする。ただし生徒局細則第3条に該当する場合、監査を行わないものとする。

第3条 選挙管理委員会細則、代表委員会細則を別に定める。

第4条 この細則は平成20年4月24日より有効である。

### 生徒局細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会規約（以下規約）第10条に基づきこの細則を定める。

第2条 生徒局（以下この局）は次の機関をもって構成される。

翠翔祭実行委員会 体育祭実行委員会 放送委員会 新聞委員会 各種委員会 各部活動 応援団

第3条 翠翔祭実行委員会、体育祭実行委員会はそれぞれ翠翔祭、体育祭の計画実施に関してそれぞれ任に当たる。

第4条 新聞委員会は機関誌発行の任に当たる。

第5条 放送委員会は校内放送の任に当たる。

第6条 翠翔祭実行委員会、体育祭実行委員会は学校行事の迅速かつ円滑な実施を目的とすることから、監査局の一切の監査を必要とせず、学校長の承認及び執行局への必要書類の提出のみで活動することができる。ただし生徒からの情報開示要求があったときは上記の目的が阻害されない範囲でこれを開示する。また全校生徒の4分の1以上の要求があった場合は監査局の監視を行うものとする。

第7条 各専門委員会は専門委員の互選によりそれぞれ委員長、副委員長およびその他役員をおくことができる。

第8条 各種委員会は別に定める各種委員会活動内容に準じて活動する。

第9条 各専門委員会は必要に応じてその細則を定めることができる。

第10条 専門委員会はそれぞれ定めるところによりこれを聞く。

第11条 この細則は平成20年4月24日より有効である。この細則は平成22年4月1日より一部改訂する。

## 部細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会（以下生徒会）規約第6条に基づきこの細則を定める。

第2条 部は生徒相互の親睦と心身の鍛錬及び教養を高め、学校生活を有意義に送ることを目標とする。

第3条 部とは以下の通りとする。ただしここで言う部・同好会とは、顧問総会、職員会議及び生徒総会で認められたものを指す。

1. 生徒の同好者をもって組織する。
2. 新規同好会の設立については、次の条件を満たす場合のみ、希望することができる。
  - ア) 生徒の同好者が5人以上集まっている
  - イ) 2年間以上顧問となることができる教員が1人以上いる
  - ウ) 活動場所を確保することができている
  - エ) 既成の部活動・同好会の内容に重複しない
  - オ) 活動する曜日が週1日以上ある
3. 同好会の部への昇格については、次の条件を満たす場合のみ、希望することができる。
  - ア) 同好会として3年以上活動している
  - イ) 過去3年間、毎年1年生が入会している
  - ウ) 既成の部活動の内容に重複しない。
4. 部に過去2年間1年生が入部していない場合、その部は次年度以降同好会に降格し、生徒会規約第5条から削除する。
5. 同好会に過去2年間1年生が入会していない場合、その同好会は次年度以降削除する。

第4条 部に以下の委員を置く

1. 部長 1名
2. 副部長若干名
3. 会計係若干名
4. 顧問若干名

第5条 部長は部を代表しその部の責任を負う。副部長は部長を補佐し部長に事故あるときはこれに代わる。

第6条 会計係はその部の会計を担当し必要に応じてこれを公開しなければならない。

第7条 各部の会計は会計監査委員の要求があった時、帳簿及びそれに準ずるものを作成しなければならない。また会計面に不正があった場合、会計監査委員の発議により代表委員会の審議を経てこれを懲戒または助成の停止を行うことができる。

第8条 部長、副部長、会計係は部員より選出する。

第9条 顧問は本校教職員がこれにあたり部の運営の助言及び指導に当たる。

第10条 部の経費は部費、助成金、寄付金をもってこれにあてる。

第11条 部費は定めるところに従い徴収する。

第12条 生徒会よりの助成金は原則として部の設備器具、消耗品の購入補修にあたる。

第13条 この細則は平成14年5月1日より有効である。平成20年4月24日より一部改定する。

## 選挙管理委員会細則

### 総則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校監査局細則(以下監査局細則)第3条に基づきこの細則を定める。

### 機構

第2条 選挙管理委員会は各クラスよりの1名をもって構成される。その選出方法はその学級内の互選によるものとする。

第3条 この会は委員の互選により次の役員をおく。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 2名

### 任務

第4条 選挙管理委員会はこの細則に基づきこの会の一切の選挙事務を管理する。

第5条 委員長は生徒会役員の任期満了にあたりこの会を招集し委員会は次期役員選出の準備として次のことを行う。なお副委員長は委員長に事故ある場合これに代わる。

1. 選挙期日の決定
2. 選挙公示
3. 立候補
4. 所見発表会
5. 投票ならびに開票管理
6. 発表
7. その他

第6条 選挙管理委員会はその任務遂行に当たり細目として管理規定を別に定める。

第7条 生徒会役員更迭ならびに補充の場合もこれを管理する。

第8条 選挙管理委員は次の業務を分担する。

1. 受付
2. 公示
3. 投票
4. 連絡
5. その他

## 補則

第9条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。選挙管理委員は被選挙権を得るために限って、顧問の了解を得て任期中に委員を交代することができる。ただし後任の任期は前任の任期の残りとする。

第10条 選挙施行にあたる一切の費用は本部予算より支出される。

第11条 この細則は昭和26年9月28日より有効である。この細則は平成20年4月24日より一部改定する。

## 選挙管理規定

### 立候補に関する事

会員は選挙管理委員を除きすべて被選挙権を有する。候補者は自薦により管理委員会に届け出る。候補者は選挙前に原則として所見発表を行う。

### 公示に関する事

委員会は投票日1週間前に全生徒会員に選挙日程、役員数その他を公示しなければならない。選挙終了後直ちに結果を発表しなければならない。

### 受付に関する事

公示後直ちに立候補を受け付ける。候補者氏名を発表する。

### 投票に関する事

投票は原則として無記名とする。投票用紙は委員長または代理の認めなきときは無効となる。投票に際して次の場合無効とする。

- ・記名不充分
- ・不明その他委員会の規定に反するもの

### 選挙違反に関する事

委員会は次の事項を選挙違反と認め適当に処分する。

- ・届出以前の選挙運動
- ・校外における選挙運動
- ・授業中の選挙運動
- ・選挙妨害その他委員会の決定に違反した場合

## 表彰・戒告・役員召還に関する細則

第1条 神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会規約（以下規約）第23条に基づきこの細則を定める。

第2条 規約第21条に基づきその該当者について次の方法により表彰する。

1. 全校生徒にその善行を発表する。
2. 表彰状または記念品を贈る。
3. その他

第3条 規約第21条に基づきその該当者は戒告を受ける。

第4条 規約第21条に基づきその該当者は召還される。

第5条 全て召還・戒告に関する手続きは公正でなければならない。

1. 会議成立の条件は構成員の4分の3以上の出席がなければならない。
2. 全ての会議は公開し関係当事者の出席を得なければならない。
3. 関係当事者は自由に自己の弁明ができる。

4. 全ての決定は会員に報告する。

5. 会議の決定は全校生徒の4分の1以上の要求があった時これを再審議しなければならない。

第6条 この細則は昭和26年2月5日より有効である。この細則は平成20年4月24日より一部改定する。

### 慶弔内規

第1条 この内規は神奈川県立横浜翠嵐高等学校生徒会慶弔内規（以下この内規）と称する。

第2条 この内規は生徒会会員（以下会員）に係わる慶弔を分かち合うことを目的とする。

第3条 生徒会はこの内規により以下のことを行う。

1. 会員永眠の場合には壱万円の香華料と花輪を贈る。

2. 神奈川県立横浜翠嵐高等学校教職員（以下教職員）の結婚に際しては参千円の御祝金を贈る。

3. 教職員の転任に際しては花束を贈る。

4. 教職員の退職に際しては花束を贈る。

5. 教職員の永眠に際しては壱万円の香華料を贈る。

6. 会員の両親・兄弟姉妹の永眠に際しては参千円の香華料を贈る。

第4条 不時の災害に際しては生徒会規約第24条に基づくものとする。

第5条 この内規に係わる会計は次のものとする。

1. 慶弔内規費をもってあてる。ただし、これは生徒会予算予備費に組み込まれる。

2. 場合によっては全校生徒から若干の金品を募ることもある。

第6条 特別な事情がある場合及び見舞金、御祝金は生徒会執行局本部とその顧問の協議によって決める。

第7条 この内規の執行は執行局本部によってされるものとする。

第8条 この内規の改正は代表委員会によってされるものとする。

第9条 この内規は平成7年4月2日より有効である。この内規は平成20年4月24日より一部改定する。

第10条 この内規の執行にあたって本校生徒会規約を拘束するものではない。